

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4370456号  
(P4370456)

(45) 発行日 平成21年11月25日(2009.11.25)

(24) 登録日 平成21年9月11日(2009.9.11)

(51) Int.Cl.

F 1

A63F 7/02 (2006.01)  
A63F 5/04 (2006.01)A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z  
A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

請求項の数 5 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2003-1266 (P2003-1266)  
 (22) 出願日 平成15年1月7日 (2003.1.7)  
 (65) 公開番号 特開2004-209083 (P2004-209083A)  
 (43) 公開日 平成16年7月29日 (2004.7.29)  
 審査請求日 平成17年12月28日 (2005.12.28)

(73) 特許権者 000148922  
 株式会社大一商会  
 愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地  
 (72) 発明者 市原 高明  
 愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川  
 1番地 株式会社大一商会内  
 (72) 発明者 齋藤 篤  
 愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川  
 1番地 株式会社大一商会内

審査官 郡山 順

(58) 調査した分野 (Int.Cl., DB名)  
 A63F 7/02  
 A63F 5/04

(54) 【発明の名称】遊技機

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

遊技機の所定位置に配設された基板装着部材に凹状の基板装着部が形成され、その基板装着部に回路基板がその両側縁において差し込まれる差込部が形成された遊技機であって、

前記基板装着部には、前記回路基板の一側面を覆う保護板が片持ち状態で弾性変形可能に設けられ、

前記保護板の自由端側には、前記回路基板の抜け止めをなす抜止部が形成され、

前記抜止部は、前記保護板の弾性変形によって前記差込口に対する前記回路基板の差込みを許容する退避位置と、前記保護板の弾性復帰によって前記回路基板の後縁に係合する抜止位置と、に変位可能に構成されていることを特徴とする遊技機。

10

## 【請求項 2】

請求項 1 に記載の遊技機であって、

基板装着部の差込部は、回路基板の一側面を上向きにして差し込み可能に構成され、

前記回路基板の下面側を実装面として各種の回路構成部品が実装されていることを特徴とする遊技機。

## 【請求項 3】

請求項 1 又は 2 に記載の遊技機であって、

基板装着部材は、遊技機の後側に配設される枠状部材によって構成され、

前記枠状部材の下部寄りに凹状の基板装着部が形成され、

20

保護板は前記枠状部材の一部に一体に形成されていることを特徴とする遊技機。

**【請求項 4】**

請求項 3に記載の遊技機であって、

枠状部材の後面側には、基板装着部の上方に位置しあつ前記枠状部材の後面側に沿う格納位置と、枠状部材の後面側から後方に向けて回動される回動位置とに変位可能に基板ボックスが装着され、

前記基板ボックスが格納位置に配置された状態にあるときには、その基板ボックスの下面が保護板に近接して同保護板の弾性変形を阻止する構成にしてあることを特徴とする遊技機。

**【請求項 5】**

10

請求項 3に記載の遊技機であって、

枠状部材の後面側には、基板装着部の上方に位置しあつ前記枠状部材の後面側に沿う格納位置と、枠状部材の後面側から後方に向けて回動される回動位置とに変位可能に基板ボックスが装着され、

前記基板ボックスは、前記格納位置に配置された状態にあるときには、その基板ボックスの下面が保護板に近接しあつ同保護板によって格納位置に拘束される構成にしてあることを特徴とする遊技機。

**【発明の詳細な説明】**

**【0001】**

20

**【発明の属する技術分野】**

この発明は、球（主としてパチンコ球）やコインを使用して遊技を行う遊技機、例えば、パチンコ機のような弾球遊技機、あるいは球を使用してスロットマシン遊技のような遊技を行う遊技機、あるいはコインを使用して遊技を行うスロットマシン等の遊技機に関する。

**【0002】**

**【従来の技術】**

従来、この種の遊技機において、各種の装置を電気的に接続するために用いられる中継基板や端子基板等の回路基板が遊技機の所定位置、例えば、遊技機後側の機構盤、保護カバー、基板ボックス等に設けられた基板装着部に装着されている。

また、回路基板を基板装着部に装着するために、その基板装着部に回路基板をその両側縁において差し込む差込部を形成し、回路基板をその差込部に直接的に装着する構造のものがある。

また、基板装着部の所定位置に弹性変形可能な係止爪が形成され、その係止爪を弹性変形させて回路基板の後縁に係合させることで、回路基板を抜け止めする構造のものもが知られている（例えば、特許文献1参照）。

**【0003】**

**【特許文献1】**

特開2002-85770（第2頁～第4頁、図4及び図5）

**【0004】**

**【発明が解決しようとする課題】**

40

ところで、回路基板が基板ボックスに収納されることなく基板装着部に直接的に装着される構造のものにおいては、回路基板に異物が当たったり、あるいは回路基板上に埃や塵が堆積する等の不具合が生じやすい。

この発明の目的は、前記問題点に鑑み、基板装着部の差込部に差し込まれた回路基板の一側面を保護板で覆って保護するとともに、その保護板の弾性を利用して回路基板を抜け止めすることができる基板装着構造をもつ遊技機を提供することである。

**【0005】**

**【課題を解決するための手段】**

前記目的を達成するために、手段1の発明に係る遊技機は、請求項1に記載のとおりの構成「遊技機の所定位置に配設された基板装着部材に凹状の基板装着部が形成され、その基

50

板装着部に回路基板がその両側縁において差し込まれる差込部が形成された遊技機であって、

前記基板装着部には、前記回路基板の一側面を覆う保護板が片持ち状態で弾性変形可能に設けられ、

前記保護板の自由端側には、前記回路基板の抜け止めをなす抜止部が形成され、

前記抜止部は、前記保護板の弾性変形によって前記差込口に対する前記回路基板の差し込みを許容する退避位置と、前記保護板の弾性復帰によって前記回路基板の後縁に係合する抜止位置と、に変位可能に構成されている遊技機。」を要旨とする。

したがって、保護板を弾性変形させて抜止部を退避位置に変位させた状態において、回路基板が基板装着部の差込口から差込部の所定位置まで差し込まれて装着される。 10

その後、保護板が弾性復帰されて抜止部が抜止位置に変位されることで、その抜止部が回路基板の後縁に係合する。そして、抜止部によって回路基板の抜け止を防止することができる。

#### 【0006】

手段2の発明に係る遊技機は、前記手段1に記載の遊技機であって、

基板装着部の差込部は、回路基板の一側面を上向きにして差し込み可能に構成され、

前記回路基板の下面側を実装面として各種の回路構成部品が実装されている。

したがって、回路基板の一側面を保護板で覆って保護することができるとともに、同回路基板の下面側の実装面に埃や塵が堆積することを防止することができ、埃や塵が原因となって電気回路が短絡（ショート）する等の不具合を防止することができる。 20

#### 【0007】

手段3の発明に係る遊技機は、前記手段1又は2に記載の遊技機であって、

基板装着部材は、遊技機の後側に配設される枠状部材によって構成され、

前記枠状部材の下部寄りに凹状の基板装着部が形成され、

保護板は前記枠状部材の一部に一体に形成されている。

したがって、枠状部材と別個に保護板を製作して組み付ける手間を省くことができ、コスト低減に効果が大きい。 20

#### 【0008】

手段4の発明に係る遊技機は、前記手段3に記載の遊技機であって、

枠状部材の後面側には、基板装着部の上方に位置しつつ前記枠状部材の後面側に沿う格納位置と、枠状部材の後面側から後方に向けて回動される回動位置とに変位可能に基板ボックスが装着され、 30

前記基板ボックスが格納位置に配置された状態にあるときには、その基板ボックスの下面が保護板に近接して同保護板の弾性変形を阻止する構成にしてある。

したがって、格納位置に配置された基板ボックスによって保護板の弾性変形を阻止することで、その保護板の自由端側の抜止部と回路基板の後縁との係合状態が保たれる。このため、回路基板の後縁に対する抜止部の係合が不測に外れて回路基板が離脱する不具合を防止することができる。

#### 【0009】

手段5の発明に係る遊技機は、前記手段3に記載の遊技機であって、

枠状部材の後面側には、基板装着部の上方に位置しつつ前記枠状部材の後面側に沿う格納位置と、枠状部材の後面側から後方に向けて回動される回動位置とに変位可能に基板ボックスが装着され、 40

前記基板ボックスは、前記格納位置に配置された状態にあるときには、その基板ボックスの下面が保護板に近接しつつ同保護板によって格納位置に拘束される構成にしてある。

したがって、保護板によって基板ボックスが格納位置に拘束されるため、基板ボックスが回動位置に向けて不測に回動される不具合を防止することができる。

#### 【0010】

##### 【発明の実施の形態】

この発明の実施の形態を図面にしたがって説明する。 50

遊技機の外枠に対し前枠、開閉扉及び機構盤がそれぞれ開放された状態を斜視図で表した図1及び背面から表した図2において、パチンコ機のような弾球遊技機、あるいは球を使用してスロットマシン遊技のような遊技を行う遊技機は、外枠10、前枠18、遊技盤装着枠20、遊技盤ユニット30、機構盤50等を主体として構成されている。

すなわち、方形枠状に形成された外枠10の前側には、その片側の前枠ヒンジ機構15によって前枠18が開閉可能に装着されている。また前枠18は、その前枠ヒンジ機構15とは反対側の自由端よりに配設された施錠装置19によって外枠10の前側に閉じ状態に施錠されるようになっている。

#### 【0011】

前枠18は、合成樹脂、軽合金、木質合板等より形成され、その略中央部には、遊技盤ユニット30に対応する開口窓が形成されている。なお、前枠18の前側には、扉ヒンジ機構によって開閉扉（ガラス扉とも呼ばれている）25が開閉可能に装着されている。この開閉扉25は、遊技盤ユニット30の前側部分を前方から透視可能な窓部を有する扉枠本体26と、その扉枠本体26の前面側に一体状に組み付けられた前面装飾板27と、扉枠本体26の窓部を塞ぐようにして装着されたガラス板等の透明板28とを備えて構成されている。

#### 【0012】

図1と図2に示すように、前枠18の後面側には、遊技盤装着枠20が一体に又は適宜の固定手段によって固定状態で設けられている。遊技盤装着枠20は、合成樹脂、軽金属等よりなり、前枠18の開口窓よりも所定量だけ大きい開口窓を有して略方形枠状に形成されている。また、遊技盤装着枠20には、遊技盤ユニット30の本体部をなす遊技盤31が着脱可能に嵌込まれて装着される。

遊技盤ユニット30は、遊技盤装着枠20の開口窓に対応する大きさの略四角板状に形成され遊技盤31と、その遊技盤31に装着された図柄表示ベルトユニット32とを一体状に備えて構成されている。また、図柄表示ベルトユニット32は、左右及び中間の3つの図柄表示用回転ベルト（円形リング状の回転リール、回転ドラム等であってもよい）を有している。

#### 【0013】

なお、開閉扉25の所定位置には、ベッドボタン（賭け数設定ボタン）、クレジットボタン（球投入ボタン）、作動レバー、第1ストップボタン、第2ストップボタン、第3ストップボタン等がそれぞれ操作可能に配設されている。そして、ベッドボタンを操作して賭け数を設定した後、クレジットボタンを操作して賭け数に応じた球を投入したことを条件として、作動レバーを作動することで3つの図柄表示ベルトがそれぞれ回転する。その後各図柄表示ベルトにそれぞれ対応する第1～第3ストップボタンを押すことで各図柄表示ベルトが停止するようになっている。また、各図柄表示ベルトの前側表示面にそれぞれ個別に表示された各図柄（3つの図柄）の列が所定の当たり図柄列となって停止したときには、所定数の球が前枠18前面に配設された上皿（図示しない）に払い出されるようになっている。

#### 【0014】

また、遊技盤ユニット30の図柄表示ベルトユニット32の後側には、遊技全般の制御を行うための主制御基板が収納された主基板ボックス36と、副基板ボックス38と上下に隣接してそれぞれ装着されている。上側に位置する副基板ボックス38には、遊技機の所定位置に配設されたスピーカ等を作動制御したり、あるいはランプ、LED等を点滅制御するためのするための音声制御基板、ランプ制御基板等の副制御基板が収納されている。

#### 【0015】

また、図1と図2に示すように、遊技盤装着枠20の後側には、枠状部材としての機構盤50が、その一側において機構盤ヒンジ機構40によって後方に開閉可能に装着され、複数の閉止具41によって閉じ状態に閉止保持されている。

この機構盤50は、合成樹脂、軽金属等よりなり、その略中央部には、図柄表示ベルトユニット32の後側突出部、例えば、主基板ボックス36、副基板ボックス38等が後方に

10

20

30

40

50

突出される開口窓を有して略方形枠状に形成されている。

機構盤 50 の上枠部後面の上下部には、球タンク 52 とタンクレール 53 とが連通状に装着されている。また、機構盤 50 の左右一方の側枠部（この実施の形態では機構盤ヒンジ機構 40 側の側枠部）には、球払出装置 54 が装着されている。この球払出装置 54 は、タンクレール 53 に通じる球通路、電動駆動部材としての払出モータによって駆動されかつ前記球通路の球を払出通路に払い出す球払出部材等がケース体に組み付けられてユニット化されている。

#### 【 0 0 1 6 】

図 2 と図 3 に示すように、枠状部材としての機構盤 50 後面の下部寄り部分、すなわち枠状部材としての機構盤 50 の下枠部後面には、凹状のボックス装着部 57 が形成されている。このボックス装着部 57 の上部寄りの左右両側部には、ヒンジピン 67 の上下方向の移動を所定量だけ許容するヒンジ空間 58 を有する支持部 59 が形成されている。そして、ボックス装着部 57 には、その左右両側部の支持部 59 のヒンジ空間 58 にヒンジピン 67 が挿入された状態において、図 8 に示すように、基板ボックス 60 がボックス装着部 57 の底面側（機構盤 50 の後面側）に沿う格納位置と、図 7 に示すように、機構盤 50 の後面側から上方に向けて回動される回動位置とに変位可能に装着されるようになっている。

10

#### 【 0 0 1 7 】

すなわち、この実施の形態において、基板ボックス 60 は、ボックス装着部 57 の底面（機構盤 50 の後面）に沿うベース体 61 と、そのベース体 61 に着脱可能あるいは開閉可能に装着され蓋体 62 とを備えている。基板ボックス 60 内には、そのベース体 61 に支持された状態で払出制御基板 65 と電源基板 66 とが左右に隣接して収納されている。

20

また、基板ボックス 60 のベース体 61 と蓋体 62 のうちの一方の部材、この実施の形態ではベース体 61 には、その上部の左右両側面に水平方向の同一軸線上にヒンジピン 67 が突設されている。そして、基板ボックス 60 は、そのヒンジピン 67 がボックス装着部 57 の左右の支持部 59 のヒンジ空間 58 にそれぞれ挿入された状態で格納位置と、回動位置とに変位可能に装着されるようになっている。

#### 【 0 0 1 8 】

前記したように、枠状部材としての機構盤 50 は、遊技機の所定位置に配設された基板装着部材として機能する。この基板装着部材としての機構盤 50 の所定位置には凹状の基板装着部 70 が形成されている。

30

この実施の形態において、図 3 と図 4 に示すように、機構盤 50 のボックス装着部 57 の下部に、後方に開口する凹状の基板装着部 70 が形成されている。

図 3 ~ 図 5 に示すように、基板装着部 70 の左右両側部には、回路基板としてのインタフェース基板 91 がその両側縁において差し込まれる差込溝（この発明の差込部に相当する）76 を対向状に有する一対の支持体 75 が機構盤 50 の下枠部の一部に一体に形成されている。

#### 【 0 0 1 9 】

また、一対の支持体 75 にそれぞれ形成された差込溝 76 の一端（後端）の差込口は後方に開口しており、インタフェース基板 91 は、その実装面 92 の反対側の裏面を上向きにして基板装着部 70 の後方から略水平状態で一対の支持体 75 の差込溝 76 に差し込まれるようになっている。

40

インタフェース基板 91 は、遊技機の片側に設置される球貸機のカードリーダ（図示しない）と、基板ボックス 60 内の払出制御基板 65 とを電気的に接続するものである。

図 6 に示すように、インタフェース基板 91 の実装面 92 には、コンデンサ、抵抗器等の電子部品や所定数のコネクタ 93 が実装されている。そして、インタフェース基板 91 の 1 つのコネクタ 93 に一端が接続されて延出される接続線、この実施の形態ではフラットケーブル 100 の他端が球貸機のカードリーダに電気的に接続されるようになっている。

#### 【 0 0 2 0 】

また、図 3 に示すように、基板装着部 70 の奥側にはインタフェース基板 91 の差込端に

50

当接してこれ以上奥側への差し込みを制限する当接板 7 1 が機構盤 5 0 の下枠部の一部に一体に形成されている。

図 3 ~ 図 5 に示すように、基板装着部 7 0 の奥側部近傍（この実施の形態において当接板 7 1 の配設位置近傍）には、インタフェース基板 9 1 の一側面（上面）の露出部分の略全体を覆う板幅と長さを有する保護板 8 0 が差込溝 7 6 の差込口側に向けて略水平状にかつ弾性変形可能に延出されている。この保護板 8 0 の自由端側には、保護板 8 0 の後縁に当接して同保護板 8 0 を抜け止めする抜止部 8 1 が下方に向けて略直角状に形成されている。

すなわち、図 7 に示すように、抜止部 8 1 は、保護板 8 0 を上方に向けて所定量だけ弾性変形したときに、差込溝 7 6 の差込口に対するインタフェース基板 9 1 の差し込みを許容する退避位置に変位されるようになっている。10

また、図 8 に示すように、インタフェース基板 9 1 の差込端が当接板 7 1 の当接する差込位置まで差し込まれ状態で保護板 8 0 が弾性復帰されることによって、抜止部 8 1 がインタフェース基板 9 1 の後端部に近接又は当接して同インタフェース基板 9 1 の後方への抜け止めをなす抜止位置に変位可能に構成されている。

#### 【 0 0 2 1 】

また、この実施の形態において、図 3 と図 4 に示すように、基板装着部 7 0 の下部にはインタフェース基板 9 1 のコネクタ 9 3 から延出されたフラットケーブル 1 0 0 が挿通可能でかつ同フラットケーブル 1 0 0 の幅方向両側部を留める下側ケーブル保持片 8 5 が形成されている。20

また、図 3 と図 4 に示すように、抜止部 8 1 の幅方向略中央部には、下側ケーブル保持片 8 5 に挿通されたフラットケーブル 1 0 0 が挿通可能でかつ同フラットケーブル 1 0 0 の幅方向両側部を留める平面形状が略 L 字状をなす一対のケーブル保持片 8 2 が形成されている。

#### 【 0 0 2 2 】

また、この実施の形態において、図 3 に示すように、機構盤 5 0 のボックス装着部 5 7 の下部に接近して基板装着部 7 0 が形成されている。そして、ボックス装着部 5 7 に対し基板ボックス 6 0 が格納位置に配置された状態にあるときには、その基板ボックス 6 0 （ベース体 6 1 ）の下面が保護板 8 0 の自由端寄り部分の上面に近接して同保護板 8 0 の不測の弾性変形を阻止するようになっている。また、基板ボックス 6 0 が格納位置に配置された状態にあるときには、その基板ボックス 6 0 （ベース体 6 1 ）の下面が保護板 8 0 の自由端寄り部分の上面に近接してかつ同保護板 8 0 によって基板ボックス 6 0 が格納位置に拘束されるようになっている。30

#### 【 0 0 2 3 】

この実施の形態に係る遊技機は上述したように構成される。

したがって、機構盤 5 0 の基板装着部 7 0 にインタフェース基板 9 1 を装着する場合、図 7 に示すように、予め基板ボックス 6 0 を機構盤 5 0 の後方の回動位置に配置しておく。この際、基板ボックス 6 0 は保護板 8 0 との係合力に抗して強制的に後方に引き出しながらヒンジピン 6 7 を支点として回動操作することで回動位置に配置される。そして、基板ボックス 6 0 は図示しない支え部材によって回動位置に配置保持される。40

ここで、図 7 に示すように、保護板 8 0 を上方に向けて所定量だけ弾性的に変形して抜止部 8 1 をインタフェース基板 9 1 の差し込みを許容する退避位置に変位させる。

#### 【 0 0 2 4 】

前記した状態において、インタフェース基板 9 1 の実装面 9 2 を下向きにしてそのインタフェース基板 9 1 の幅方向両側部を一対の支持体 7 5 の差込溝 7 6 の差込口に差し込む。そして、図 8 に示すように、インタフェース基板 9 1 の差込端が当接板 7 1 の当接する差込位置まで差し込まれ状態で保護板 8 0 を解放することで、同保護板 8 0 が元の状態に弾性復帰する。これによって、抜止部 8 1 が抜止位置に変位され、同抜止部 8 1 がインタフェース基板 9 1 の後端部に近接又は当接する。このため、インタフェース基板 9 1 が後方へ不測に抜け出る不具合を防止することができる。50

**【0025】**

前記したように基板装着部70にインタフェース基板91が装着された状態において、インターフェース基板91の一側面すなわち上面を保護板80で覆って保護することができる。

また、インターフェース基板91の下面の実装面92が下向きをなすため、その実装面92に埃や塵が堆積することを防止することができ、埃や塵が原因となってインターフェース基板91の電気回路が短絡（ショート）する不具合を防止することができる。

また、この実施の形態において、保護板80は、枠状部材としての機構盤50の下枠部の一部に一体に形成されている。このため、機構盤50と別個に保護板80を製作して組み付ける手間を省くことができ、コスト低減に効果が大きい。

10

**【0026】**

また、この実施の形態において、機構盤50の下枠部のボックス装着部57に対し基板ボックス60が格納位置に配置された状態にあるときには、その基板ボックス60（ベース体61）の下面が保護板80の自由端寄り部分の上面に近接して同保護板80の弾性変形を阻止する構成にしてある。

このため、保護板80の自由端側の抜止部81とインターフェース基板91の後縁との係合状態が保たれる。このため、インターフェース基板91の後縁に対する抜止部81の係合が不測に外れてインターフェース基板91が離脱する不具合を防止することができる。

**【0027】**

また、基板ボックス60が格納位置に配置された状態にあるときには、その基板ボックス60（ベース体61）の下面が保護板80の自由端寄り部分の上面に近接してかつ同保護板80によって基板ボックス60が格納位置に拘束される構成にしてある。

20

このため、保護板80によって基板ボックス60を格納位置に拘束することができ、基板ボックス60が回動位置に向けて不測に回動される不具合を防止することができる。

**【0028】**

なお、この発明は前記実施の形態に限定するものではない。

例えば、前記実施の形態においては、枠状部材としての機構盤50の所定位置に基板装着部70が設けられた場合を例示したが、機構盤50以外の部材、例えば、各種の枠状部材やボックス部材を基板装着部材とし、その基板装着部材に基板装着部70を形成してもよい。

30

また、前記実施の形態ではパチンコ球を使用してスロットマシン遊技のような遊技を行う遊技機である場合を例示したが、パチンコ機等の弾球遊技機ある場合においても実施可能であり、又、スロットマシン等の遊技機である場合においても実施可能である。

**【0029】****【発明の効果】**

以上述べたように、この発明によれば、基板装着部の差込部に差し込まれた回路基板の一側面を保護板で覆って保護することができるとともに、その保護板の弾性を利用してその保護板の自由端の抜止部を回路基板の後縁に係合させて抜け止めすることができる。

**【図面の簡単な説明】**

**【図1】**この発明の実施の形態に係る遊技機の外枠に対し前枠、開閉扉及び機構盤がそれぞれ開放された状態を示す斜視図である。

40

**【図2】**同じく遊技機全体を示す背面図である。

**【図3】**同じく図2のI—I-I—I線に基づく遊技機の縦断面図である。

**【図4】**同じく機構盤の下部に形成された基板装着部を拡大して示す背面図である。

**【図5】**同じく基板装着部を示す斜視図である。

**【図6】**同じく回路基板としてのインターフェース基板を示す斜視図である。

**【図7】**同じく基板装着部の保護板を弾性変形させかつ抜止部を退避位置に変位させてインターフェース基板を装着する状態を示す説明図である。

**【図8】**同じく基板装着部にインターフェース基板が装着された状態を示す説明図である。

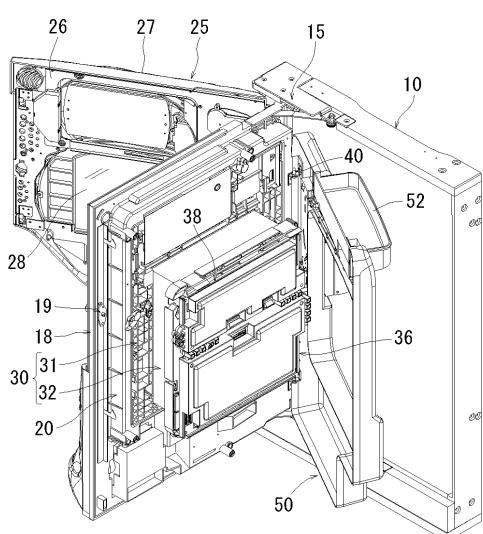
**【符号の説明】**

50

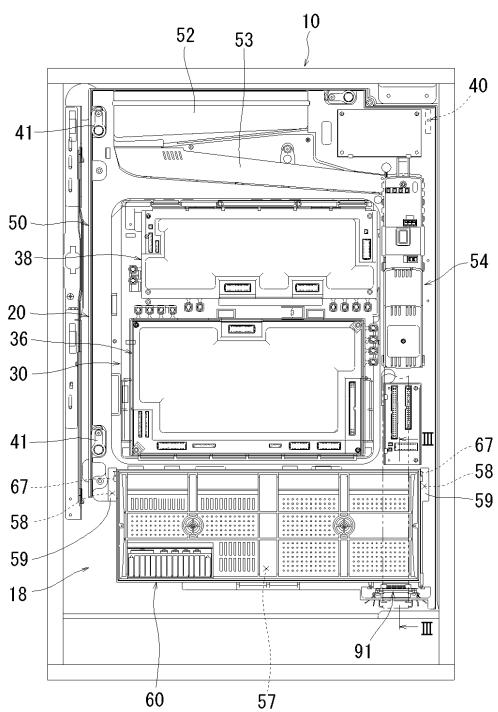
- 5 0 機構盤（枠状部材、基板装着部材）  
 6 0 基板ボックス  
 7 0 基板装着部  
 7 1 当接板  
 7 5 支持体  
 7 6 差込溝（差込部）  
 8 0 保護板  
 8 1 抜止部  
 9 1 インタフェース基板（回路基板）  
 9 2 実装面

10

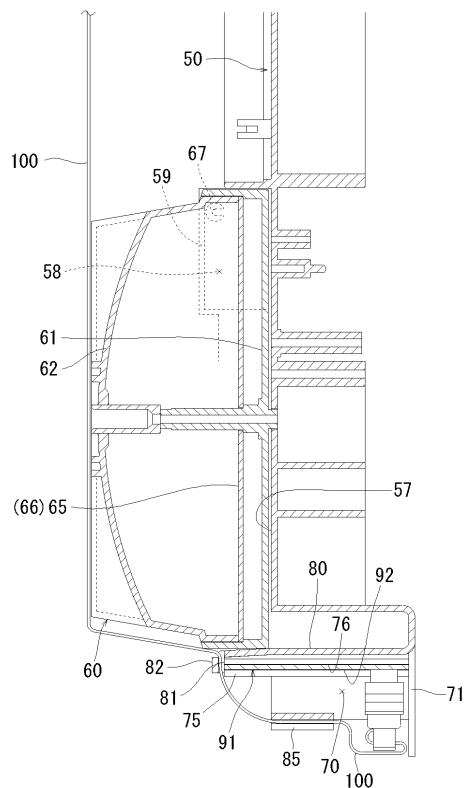
【図1】



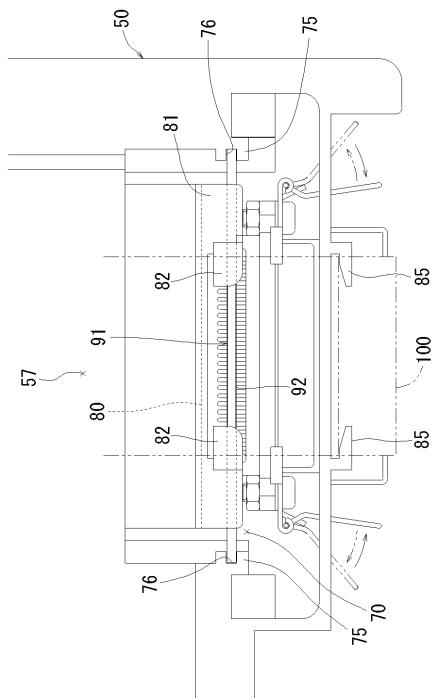
【図2】



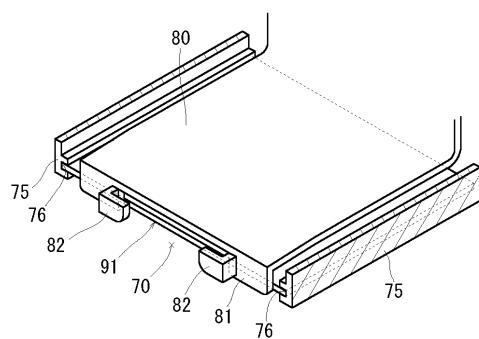
【図3】



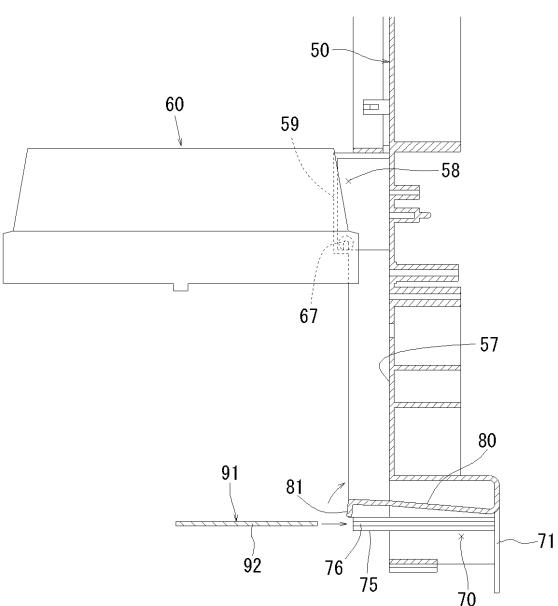
【図4】



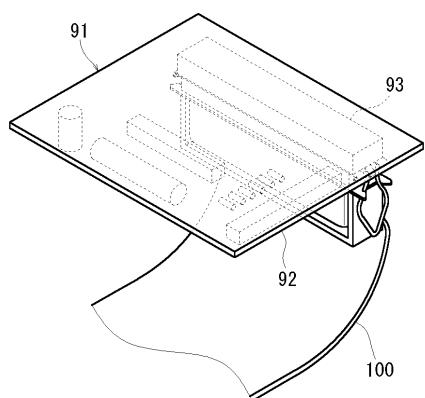
【図5】



【図7】



【図6】



【図8】

